

事業計画書概要版

1 市民の平等な利用に関すること

(1) 管理運営方針等

- ア 地域の子どもたちの拠点となり、家庭環境や年齢や性別等に捉われず、公平、平等に安心して遊べる居場所となる。
- イ 地域の交流の拠点となり、地域ぐるみで子育てをサポートし親育て子育て活動を推進する。

(2) 平等利用

- ア 地域住民の利用目的を把握して平等利用を確保する。
- イ 相談や苦情受付の窓口を設置し、よりよい児童館の運営や改善に努める。

2 施設効用の発揮に関すること

(1) 利用の促進

- ア 働く職員の魅力を活かし人間力を高める研修を行う。
- イ 利用者の御意見に耳を傾けて利用者満足度を高める。
- ウ 各種イベントの告知を小学校やホームページ・SNS等で案内する。

(2) サービス・利便性の維持向上

- ア 駐車スペースを拡充する。
- イ アンケートにより利用者のニーズを掴み、環境を整え、利便性を向上させる。
- ウ 危機管理マニュアルを作成し訓練を実施する。
- エ 自主農園の収穫体験や加工体験、生け花、陶芸などの体験活動を行う。

3 経済的な管理運営に関すること

- ア 職員の労働環境を適切に整え、職員が安定的に働ける環境を整える。
- イ 各種助成金を申請し活用する。
- ウ リサイクルの推進や地域ボランティアの協力を得て経費を削減する。

4 安定的な施設の管理運営に関すること

- ア 外部の専門員と協力した地域活動や利用団体の一助となるような講習会等を行う。
- イ 職員の資質向上のため、児童の特性を理解する研修や、遊びの指導、救急法、伝統文化の研修などを行う。
- ウ 守秘義務を遵守し個人情報には施錠保管する。

5 地域への貢献に関すること

- ア 地元の人材を雇用することで地域の人脈を広げスムーズな運営を進める。
- イ 体験活動を通し児童館の子どもたちと地域の方々が共に楽しめる事業を展開する。

ウ 地域の祭りやイベントに積極的に参加し地域との絆を太くする。

6 その他、公の施設を管理するにあたり必要な基準に関すること

ア 児童館利用について、平等性を欠いている場合、安全利用、危険を伴う行動、人権を無視した行動には集団的指導を行う。

イ 家庭環境や学校生活等の悩みがある場合は傾聴し、必要な場合は個別指導を行う。